

令和2年4月12日(日) 令和元年度総会 資料

	目	次
1頁	…総会	次第
2頁	…事業	報告
5頁	…一般	会計報告
6頁	…会館	会計報告
7頁	…統括	おと監査結果
8頁	…事業	計画
9頁	…一般	会計予算
10頁	…会館	会計予算
11頁	··町会	役員名簿
12頁	…金杉	町会会則
16頁	…防災	部会規約
18頁	…会館	消防計画
20頁	…会館:	利用規則
22頁	…会館	図面•利用料

定期総会次第

- 1.開 会 の 辞(省略)
- 2.町会会長挨拶(省略)
- 3.議長および書記の選出 (省略)
- 4.議 事 内 容
 - (1)令和 元年度 事業報告
 - (2)令和 元年度 一般•会館会計報告
 - (3)令和 元年度 会計監查報告
 - (4)令和 2年度 事業計画案について
 - (5)令和 2年度 会計予算案
 - (6)令和 2年度 役員改選

書面議決 町会員総数 294名

委任状 226名 書面出席 42名

賛成41名反対0名

無効 1名

- 5.新旧「町会役員」の紹介とご挨拶 (省略)
- 6.閉 会 の 辞 (省略)

令和元年度 事業報告

	日 付		町 会 行 事	時刻	場所
9日 火 が10日 水 高	選挙立会人	6:50	高根小学校		
	9日	火	かなすぎ幼稚園入園式	9:00	かなすぎ幼稚園
	10日	水	高根小学校入学式	9:00	高根小学校
4月	13日	土	臨時班長会(総会準備)	9:00	金杉会館
	14日	日	平成30年度金杉 町会定期総会 第1回班長会(町会主要行事年間日程決定)	10:00	金杉会館
	21日	日	金杉町会役員会	19:30	金杉会館
	7日 日 9日 火 10日 木 10日 木 13日 士 14日 日 21日 日 27日 士 11日 士 12日 日 27日 月 2日 日 3日 月 2日 日 3日 月 9日 日 16日 日 25日 火 26日 木 29日 士 30日 日 7日 日 13日 士	土	金杉友の会総会	13:00	金杉会館
	11日	土	高根金杉社会福祉協議会総会	9:00	高根公民館
5月	12日	日	第2回班長会	19:00	金杉会館
	26日	日	クリーン船橋530(ゴミゼロ)の日	9:00	高根小学校
	27日	月	各種補助金申請 (町会交付金、会館補助金、防犯灯)		郵送
	2日	日	高根金杉自治会連合	10:00	高根公民館
	3日	月	防犯パトロール隊支援物資申請	9:00	船橋市役所
	9日	日	船橋市自治会連合協議会総会	13:30	船橋市役所
	9日	日	第3回班長会 (夏季町内大掃除・夏祭りなど)	19:00	金杉会館
68	16日	B	金杉町会役員会	15:00	金杉会館
ОН	25日	火	夏祭りパトロール依頼	13:00	交番
	26日	水	夏祭り道路使用許可申請	10:30	船橋警察署
	29日	土	新任町会自治会長研修会	13:30	中央公民館
	30日	日	臨時班長会議(夏季大掃除)	19:00	金杉会館
	7日	日	夏季大掃除、第4回班長会 (夏祭りほか)	9:00	町内、金杉会館
	13日	土	夏祭り準備	9:00	金杉会館
7月	15日	B	金杉町会夏祭り	15:00	金杉会館
	16日	月	金杉町会夏祭り後片づけ、反省会	10:00	金杉会館

令和元年度 事業報告

	日 付		町 会 行 事	時 刻	場所
	3日	土	金杉旭自治会夏祭り	17;30	第2船橋ひまわり幼 稚園
9月	18日	日	第5回班長会(敬老会ほか)	19:00	金杉会館
ол	24日	土	金杉台なつまつり	17;00	金杉台公園
	26日	月	防犯物資受け渡し	9:00	船橋市役所
	1日	日	第6回班長会(敬老会ほか)	19:00	金杉会館
9月	7日	土	体育レクレーション説明会	10:00	高根公民館
	14日	土	御滝中学校運動会	8:45	御滝中学
	21日	土	敬老会準備	9:00	金杉会館
	22日	日	金杉町会敬老会		金杉会館
	28日	土	日 金杉町会敬老会 土 町会自治会長会議 土 かなすぎ幼稚園運動会 日 第7回班長会議(運動会)	10:00	高根公民館
	5日	土	かなすぎ幼稚園運動会	9:15	かなすぎ幼稚園
	9日	日	第7回班長会議(運動会)	19:00	金杉会館
100	13日	日	金杉通山ブロック(運動会)会議	17:00	金杉会館
10月	20日	日	臨時班長会議(運動会)	18:00	金杉会館
	27日	日	臨時班長会(運動会参加者集計など)	19:00	金杉会館
	29日	火	臨時班長会議(運動会)	19:30	金杉会館
	2日	土	体育レクレーション大会準備	10:00	金杉会館
17	3日	日	高根金杉地区体育レクリエーション大会	6:30	御瀧中学校
11月	10日	日	第8回班長会 (歳末助け合い、赤い羽根募金回収)	19:00	金杉会館
	17日	日 土 かなすぎ幼稚園運動会 9:15 日 日 第7回班長会議(運動会) 19:00 日 日 金杉通山ブロック(運動会)会議 17:00 日 日 臨時班長会議(運動会) 18:00 日 日 臨時班長会議(運動会を加者集計など) 19:00 日 大 臨時班長会議(運動会) 19:30 日 土 体育レクレーション大会準備 10:00 日 日 高根金杉地区体育レクリエーション大会 6:30 日 日 第8回班長会 (歳末助け合い、赤い羽根募金回収) 19:00 日 日 運動会各町会合同反省会 18:00 日 日 臨時班長会(年末大掃除準備) 9:00	18:00	金杉旭自治会館	
10.0	1日	日	臨時班長会(年末大掃除準備)	9:00	町内、金杉会館
12月	8日	日	年末大掃除(町内会、金杉会館)、第9回班長会	9:00	金杉会館

令和元年度 事業報告

	日付		町 会 行 事	時刻	場所	
	18日	土	友の会新年会	11:00	金杉会館	
1月 19	19日	日	高根金杉地区連合会新春懇談会	10:30	高根公民館	
19日 日		日	第10回班長会	19:00	金杉会館	
2月	9日	日	第11回班長会	19:00	金杉会館	
	1日	日	臨時班長会議(総会案内配布)	19:00	金杉会館	
	5日	木	臨時班長会議(総会コロナウィルス対応)	20:00	金杉会館	
3月	15日	日	第12回班長会(総会および参加有無確認)	19:00	金杉会館	
	26日	木	令和元年度会計監査	19:30	金杉会館	
	29日	土	臨時班長会(総会議案承認、コロナウィルス対応)	19:00	金杉会館	
4月	12日	日	令和元年度 町会定期総会(書面決議)	10:00	金杉会館	

令和元年度 一般会計報告 平成31年4月から

令和2年3月31日現在

(単位・円)

1 117 7 の部

			本年度決算額	本年度予算額	対比予算増減	備考
前年	度繰起	或金	2, 923, 424	2, 923, 424	0	
町	会	費	1, 402, 800	1, 500, 000	△ 97,200	(312軒)
補	助	金	2, 074, 970	1,800,000	274, 970	内訳参照
寄	付	金	321,000	400,000	△ 79,000	
雑	収	入	343, 297	100, 000	243, 297	主に祭り売上
手	持ち	見金	351, 499	351, 499	0	
収入の	の部合	計	7, 416, 990	7, 074, 923	342, 067	

補助金内訳

自治会交付金	112,850	防犯維持管理補助金	1,604,760
敬老会補助金	308,000	日本赤十字募金手数料	0
有価物回収報奨金	35,360	緑の保全助成金	0
文化スポーツ部	10,000	高齢者福祉	4,000
		補助金 合計	2, 074, 970

2.支出の部

費目	本年度決算額	本年度予算額	対比予算増減	備考
防 犯 灯	1, 668, 280	1, 300, 000	368, 280	設置·補修·電気代
敬老会費	582, 010	550, 000	32, 010	
夏祭り	461, 946	500,000	△ 38,054	
社会 教育費	292, 751	300,000	△ 7,249	
総 会 費	189, 572	250,000	△ 60,428	
報 酬	145, 000	145, 000	0	
交 際 費	369, 010	165,000	204, 010	
防災備蓄費	0	80,000	△ 80,000	備蓄品のみ
交 通 費	70,000	70,000	0	
庶 務 費	91, 192	100,000	△ 8,808	
雑 費	28, 500	20,000	8,500	
保険 衛生費	33, 804	70,000	△ 36, 196	
慶 弔 費	30,000	50,000	△ 20,000	
会館維持費払出	200, 000	200, 000	0	会館会計へ繰入
小 計	4, 162, 065	3, 800, 000	362, 065	
繰越金/予備費	3, 254, 925	3, 274, 923	△ 19,998	
支出の部合計	7, 416, 990	7, 074, 923	342, 067	

令和元年度会館会計報告

平成31年4月より

令和2年3月31日現在

1.収入の部

(単位:円)

費	目	本年度決算額	本年度予算額	対比予算増減	備 考
前年原	度繰越金	760,745	760,745	0	
会館	利用料	201,100	250,000	△ 48,900	
町会	分担金	200,000	200,000	. 0	一般会計より
補	助金	53,485	40,000	13,485	市より
雑	収入	6	0	6	利息
収入の	部 合計	1,215,336	1,250,745	▲ 35,409	

2.支出の部

費	I	本年度決算額	本年度予算額	対比予算増減	備考
水・光熱	費	169,930	200,000	△ 30,070	
火災保	険	48,140	50,000	△ 1,860	保険枠の最大
維持	費	16,275	50,000	△ 33,725	
管 理	費	35,000	40,000	△ 5,000	
修理	費	12,246	50,000	△ 37,754	
備品等購入	費	2,572	90,000	△ 87,428	
雑	費	270,000	10,000	260,000	ホール照明交換
小計		554,163	490,000	64,163	
操越金/予	備費	661,173	760,745	△ 99,572	
支出の部合	計	1,215,336	1,250,745	▲ 35,409	

令和元年 会計実績統括

(単位:円)

費	目	収	入	支	出	繰	越	金
一 般	会 計	7	,416,990		4,162,065		3,2	54,925
会 館	会 計	1	,215,336		554,163		6	61,173
総	合	8	,632,326		4,716,228		3,9	16,098

一般会計および会館会計の収入の部、支出の部合わせて、記載の通り報告致します。

金杉町会会長 大竹哲郎 副会長 大野時子 副会長、1、秋 功 色

監査の結果、上記の決算内容に相違ないことを認めます。

令和2年3月26日 田 大公大

監查的利馬英俊慧

令和2年度 会計予算(案)統括

費	目	収	入	支	出	繰越金/予備費
一 般	会 計	7	,046,196		3,800,000	3,246,196
会 館	会 計	1.	,151,173		440,000	711,173
総	合	8	,197,369		4,240,000	3,957,369

令和2年度 事業計画

- 1. 夏祭り、敬老会、体育レクレーション大会などの諸行事に、より多くの町会員が参加して、楽しみながら親睦と融和が図れるよう英知を集める。
- 2. 高根・金杉地区自治会連合会、高根・金杉地区社会福祉協議会、金杉友の会(老人クラブ)などの事業と連携し、町会員の福利厚生の向上を図る。
- 3.「東日本大震災」の経験をふまえて、有名無実になっている「金杉町会・防災部会」を実体あるものにし、災害への備えを少しでも高める。そのため会館備蓄を増やし、テレビの装備など会館を災害時の一時避難所と出来るよう整備を進める。また、市消防および地元消防団と連携し防災訓練や防災知識の普及などにもとりくむ。
- 4. 夏と年末の町内大掃除や、市を挙げて実施されているゴミゼロ運動に結集し、町内の美化と 衛生向上、さらには金杉地区の自然環境の維持・向上に努める。
- 5. 生活ゴミのカラス対策、有価物回収、燃えないゴミの廃棄など、引き続きゴミステーション ごとに協力し合い、ルールを守ってスムーズな処理を図る。
- 6. 防犯灯の増設・LEDに交換をすすめ、町内の防犯と事故防止を図る。
- 7. 町内道路の交通標識やミラー、信号、横断歩道など、利用者の要望実現に努める。
- 8. 地域住民の活動拠点である金杉会館の保全とさらなる有効活用をめざす。
- 9. 地元警察・駐在所と連携し、町内の安全確保と犯罪予防に努める。
- 10. 船橋駅までのバス道路の渋滞緩和、利用しやすい場所への公民館(市民センター)の設置、駐在所の配置などを求めて、関係町会と協力し、議員さんの力も借りて自治体に働きかける。

令和2年度 一般会計予算

1.収入の部

(単位:円)

費目	本年度予算額	前年度予算額	増減	備考
前年度繰越金	3,246,196	2,923,424	322,772	
町会費	1,500,000	1,500,000	0	
補助金	1,800,000	1,800,000	0	
寄付金	300,000	400,000	△ 100,000	
雑収入	200,000	100,000	100,000	
収入の部合計	7,046,196	6,723,424	322,772	

2.支出の部

費目	本年度予算額	前年度予算額	増減	備考
防犯灯	700,000	1,300,000	△ 600,000	電気代を分離
敬老会費	600,000	550,000	50,000	
夏祭り費	500,000	500,000	0	
社会教育費	250,000	300,000	△ 50,000	
総会費	250,000	250,000	0	
交際費	200,000	165,000	35,000	
報酬費	145,000	145,000	0	
雑費	35,000	20,000	15,000	
防災備蓄費	150,000	80,000	70,000	
防犯灯(電気代)	500,000	0	500,000	
保険·衛生費	70,000	70,000	0	
庶務費	100,000	100,000	0	
交通費	50,000	70,000	△ 20,000	
慶弔費	50,000	50,000	0	
会館維持費払出	200,000	200,000	0	
小計	3,800,000	3,800,000	0	
繰越金/予備費	3,246,196	2,923,424	322,772	
支出の部合計	7,046,196	6,723,424	322,772	K. #

令和2年度 会館予算

1.収入の部

(単位:円)

費目	本年度予算額	前年度予算額	増減	備考
前年度繰越金	661,173	760,745		
会館 利用料	250,000	250,000		
町会分担金	200,000	200,000		
補助金	40,000	40,000		
雑収入	0	0		
収入の部合計	1,151,173	1,250,745	0	

2.支出の部

費目	本年度予算額	前年度予算額	増減	備考
水道光熱費	180,000	200,000		
火災保険費	50,000	50,000		
維持費	30,000	50,000		
管理費	40,000	40,000		
修理費	30,000	50,000		
備品購入費	100,000	90,000		
雑費	10,000	10,000		
小計	440,000	490,000	0	
繰越金/予備費		760,745	0	
支出の部合計	1,151,173	1,250,745	0	

令和2年度 町会役員 名簿

役 職	氏 名	班	住 所	電 話
会 長	大竹 哲朗	11班	金杉9-2-21	080-4056-8051
副会長 会計	大野 時子	3班	金杉2-8-1	430-5077
副会長 会館	小林 功三	7班	金杉3-16-21	439-9610
F64 ★ 6/L	羽鳥 英俊	9-1班	金杉9-6-9	438-3715
監查役	岡 松夫	10班	金杉9-3-31	439-7170
1班 班長	須賀 光枝	1班	金杉1-3-5	439-1727
2班 班長	横尾 均	2班	金杉2-9-3	438-1402
3班 班長	佐々木 弘志	3班	金杉2-6-16	438-7758
4班 班長	岡﨑 真智材	5 4班	金杉3-2-40	439-4938
5班 班長	石井 春美	5班	金杉3-19-8	438-0289
6班 班長	渡辺 圭	6班	金杉3-19-56	402-3927
7班 班長	斉藤 健輔	7班	金杉3-18-7	767-7353
8班 班長	鈴木 成子	8班	金杉3-3-2	4 3 8 - 9 4 7 5
9班-1班長	山崎 義則	9-1班	金杉9-7-25	430-1630
9班-2班長	一谷 大輔	9-2班	金杉9-8-46	767-3528
10班 班長	堅山 健一	10班	金杉9-4-22	080-3206-2644
11班 班長	村上 ヨシ	11班	金杉9-2-31	439-8803
12班 班長	浦山 香代子	- 12班	金杉1-9-3	429-3696
A Autodotomera des	鈴木 正	11班	金杉9-3-20	438-337
会館管理者	岡 松夫	10班	金杉9-3-31	439-7170
		9-1班	金杉9-8-10	090-1124-607
会館防火管理		種 団 休	役員名簿(順不	同)
会館防火管理		里口叶		
会館防火管理		班	住 所	電 話
役 職	町会関係 各 氏 名		住 所 金杉1-35-15	
役 職金杉農家組合	町会関係各氏名長斉藤義夫	班 12班		438-304
役 職金杉農家組合金杉出荷組合	町会関係各氏名長斉藤義夫長鈴木勝美	班	金杉1-35-15	438-304
役 職金杉農家組合金杉出荷組合金杉水利組合	町会関係 各 氏 名 長 斉藤 義夫 最 鈴木 勝美 最 鈴木 茂実	班 12班 8班 3班	金杉1-35-15 金杉3-3-18	4 3 8 - 3 0 4 4 4 3 8 - 3 0 3 4 4 3 9 - 7 6 7 8
役 職金杉農家組合金杉出荷組合金杉水利組合	町会関係 各 氏 名 長 斉藤 義夫 鈴木 長 鈴木 茂実 長 上甲 長 上甲 長 上甲 長 上甲 長 上甲	班 12班 8班 3班 郎 2班	金杉1-35-15 金杉3-3-18 金杉1-8-5	4 3 8 - 3 0 4 4 4 3 8 - 3 0 3 4 4 3 9 - 7 6 7 8 4 3 8 - 3 4 6
役 職 金杉農家組合 金杉出荷組合 金杉水利組合 金杉友の会々	町会関係 各 氏 名 長 斉藤 長 鈴木 勝美 長 上甲 震太 野瀬 清勝	班 12班 8班 3班 2班 4班	金杉1-35-15 金杉3-3-18 金杉1-8-5 金杉2-9-8	4 3 8 - 3 0 4 4 4 3 8 - 3 0 3 4 4 3 9 - 7 6 7 8 4 3 8 - 3 4 6 8 4 3 8 - 3 3 5 8
役 職金杉農家組合金杉出荷組合	町会関係 各 氏 名 長 斉藤 義夫 最 鈴木 茂寒 長 鈴木 茂寒 上甲 震太 野瀬 清勝 鈴木 勝実	班 12班 8班 3班 4班 4班	金杉1-35-15 金杉3-3-18 金杉1-8-5 金杉2-9-8 金杉1-7-30	4 3 8 - 3 0 4 4 4 3 8 - 3 0 3 4 4 3 8 - 3 4 6 4 3 8 - 3 3 5 6 4 3 8 - 3 0 3 4 6 6 6 6 6 6 6 6 6 6 6 6 6 6 6 6 6 6
役 職 金杉農家組合 金杉出荷組合 金杉水利組合 金杉友の会々 民生委員	町会関係 各	班 12班 8班 3班 郎 2班 4班 8班 9班	金杉1-35-15 金杉3-3-18 金杉1-8-5 金杉2-9-8 金杉1-7-30 金杉3-3-18	4 3 8 - 3 0 4 4 4 3 8 - 3 0 3 4 4 3 9 - 7 6 7 8 4 3 8 - 3 3 5 8 4 3 8 - 3 0 3 4 4 3 9 - 7 1 7 0
役 職 金杉農家組合 金杉出荷組合 金杉水利組合 金杉友の会々	町会関係 各 名 表 義 義 義 義 義 務 務 養 憲 鈴木 茂 震 勝 鈴木 大 震 勝 鈴木 松 時 一 大野 時 大野 時 子	班 12班 8班 3班 4班 8班 9班 3班	金杉1-35-15 金杉3-3-18 金杉1-8-5 金杉2-9-8 金杉1-7-30 金杉3-3-18 金杉9-3-31	4 3 8 - 3 0 4 4 4 3 8 - 3 0 3 4 4 3 9 - 7 6 7 8 4 3 8 - 3 3 5 8 4 3 8 - 3 0 3 4 4 3 9 - 7 1 7 0 4 3 0 - 5 0 7 7
役 職 金杉農家組合 金杉出荷組合 金杉水利組合 金杉友の会々 民生委員 クリーン船桁 530推進員	町会関係 各 氏 名 養 義夫 養 鈴木 茂 震 勝 会 上甲瀬 清勝 鈴木 松 時 3 一 大 小林 功三	班 12班 8班 3班 4班 4班 9班 3班 7班	金杉1-35-15 金杉3-3-18 金杉1-8-5 金杉2-9-8 金杉1-7-30 金杉3-3-18 金杉9-3-31	4 3 8 - 3 0 4 4 4 3 8 - 3 0 3 4 4 3 9 - 7 6 7 8 4 3 8 - 3 3 5 8 4 3 8 - 3 0 3 4 4 3 9 - 7 1 7 0 4 3 0 - 5 0 7 7 4 3 9 - 9 6 1 0
役 職 金杉農家組合 金杉出荷組合 金杉水利組合 金杉友の会々 民生委員 クリーン船桁 530推進員 防犯指導委員	町会関係 各名 表表 義	班 12班 8班 3班 4班 8班 9班 3班 7班 10班	金杉1-35-15 金杉3-3-18 金杉1-8-5 金杉2-9-8 金杉1-7-30 金杉3-3-18 金杉9-3-31 金杉9-3-31 金杉3-16-21 金杉9-3-31	4 3 8 - 3 0 4 4 4 3 8 - 3 0 3 4 4 3 9 - 7 6 7 8 4 3 8 - 3 3 5 8 4 3 8 - 3 0 3 4 4 3 9 - 7 1 7 0 4 3 9 - 9 6 1 0 4 3 9 - 7 1 7 0
役 職 金杉農家組合 金杉出荷組合 金杉水利組合 金杉友の会々 民生委員 クリーン船桁 530推進員	町会関係 各名 表 美	班 12班 8班 3班 4班 4班 9班 3班 7班	金杉1-35-15 金杉3-3-18 金杉1-8-5 金杉2-9-8 金杉1-7-30 金杉3-3-18 金杉9-3-31 金杉2-8-1 金杉3-16-21	438-3044

金杉町会会則

第1章 総則

(名称)

第1条 この会は、金杉町会(町会)と称し、事務所は金杉会館内におく。

(目的)

第2条 この会は、会員相互の協力により生活の合理化と生活環境の改善を促進し併せて会員の親睦と福祉の向上を図ることを目的とする。特定の政治活動、宗教活動、私的営利活動には関与しない。

(事業)

- 第3条 この会は、前条の目的を達成するため、主として次の事業を行う。
 - (1) 会員相互の親睦と福利厚生に関すること。
- (2) 生活環境の改善に関すること。
- (3) 生活文化の向上に関すること。
- (4) 共同施設の利用、管理に関すること。
 - (5) 防災、防犯に関する団体との協力に関すること。
- (6) その他この会の目的達成に必要なこと。

第2章 会員

(会員)

第4条 この会の会員は、町会地域(船橋金杉1丁目、2丁目、3丁目、4丁目の 1部、9丁目の1部、金杉町の1部、馬込町の1部、夏見台4丁目の1部、夏見 台6丁目の1部)に居住する者および店舗または事務所を有する者で構成する。

(資格)

第5条 会員は資格を取得、または喪失したときは直ちに本会に届けなければならない。

第3章 組織、役員および機関

(班組織)

第6条 この会は地区を12に分けそれぞれ班を組織する。

(その他組織)

第7条 必要に応じ部会あるいは委員会等を設けることが出来る。

(役員)

第8条 この会に次の役員をおく。

会長1名、副会長2名、監査役2名、班長12名、その他役員若干名。

(役員の選出)

第9条 この会の会長、副会長は構成各班持ち回りで班から候補者を推薦し、総会 において選出する。監査役は原則、前々会長及び前会長とする。ただし特別の事 由のある場合は前々副会長、前副会長とすることが出来る。班長は構成各班1名 とし各班会員の互選による。役員は相互に兼ねることはできない。

(役員の任期)

第10条 役員の任期は、会長、副会長は2年、監査役は4年、班長は1年とし、再 任を妨げない。但し、補欠役員の任期は前任者の残任期間とする。

(役員の任務)

- 第11条 役員は、総会の決議を遵守し、会のために誠意をもって任務を遂行しなければならない。
 - 2 会長は本会を代表し、会務を統括する。
 - 3 副会長は会長を補佐し、会長事故あるときはこれを代行するとともに、この 会の会計を処理し、会計事務に関する帳簿及び書類を管理する。
 - 4 班長は会務を執行し、班を代表して任務をおこなう。
 - 5 監査役は、会の財産および役員の業務執行の状況を監査し、その結果を総会 に報告する。又、その報告をするため必要があると認めるときは、総会の 招集を請求することができる。その他の役員の職務は、別に定める。

第4章 会職

(会議の種類)

第12 条 この会の会議は次のとおりとし、(1)、(2)は会長が、(3)は班長がこれを招集する。 (1)総会 (2)班長会 (3)班会議

(総会)

- 第13条 総会は、この会の最高議決機関で、定期総会は年に1回通常4月に開催する。
 - 2 次の場合は臨時総会を開催する。
 - (1) 会長が必要と認めたとき。
 - (2) 会員の3分の1以上から会議の目的とする事項及び招集の理由を示して請求があったとき。
 - (3) 第11条第5項の規定により監査役から招集の請求があったとき。

(総会の議長)

第14条 総会の議長は、その総会において、出席した会員の中から選出する。

(総会の成立)

第15条 総会は、会員の2分の1以上(委任状含む)の出席がなければ成立しない。

(総会の付議事項)

- 第16条 次の事項は、総会の決議を必要とする。
 - (1) 会則の制定、変更に関すること。
 - (2) 新年度事業計画及び予算計画に関すること。
 - (3) 前年度の事業報告及び決算報告に関すること。
- (4) 役員の選出に関すること。
 - (5) その他総会の決議を必要とする重要事項。

(総会の決議)

- 第17条 総会の決議は、出席者の過半数でこれを決し、可否同数の場合は、議長の 決するところによる。
 - 2 会則の制定、変更は、出席者の3分の2以上の多数をもってこれを決する。
 - 3 総会の決議事項は、すみやかに会員に周知しなければならない。

(総会の議事録)

- 第18条 総会の議事については、次の事項を記載した議事録を作成しなければならない。
- (1) 日時及び場所。
 - (2) 会員の現在数及び出席者数 (委任者を含む)。
- (3) 開催目的、審議事項及びその決議事項。
 - (4) 議事の経過の概要及びその結果。
 - (5) 議事録署名人の選任及びその結果。
 - 2 議事録には議長およびその会議において選任された議事録署名人2人以上が 署名押印をしなければならない。

(専決)

- 第19条 総会に付議しなければならない事項でも、緊急を要するため総会を招集する日時のないときは、班長会で専決することができる。
 - 2 前項で議決した事項は、次の総会で承認を得なければならない。

(班長会)

- 第20条 班長会は、監査役を除く役員をもって構成する。
 - 2 班長会は、この会の最高執行機関であって、総会によって委任された事項な どの業務を執行し、総会に対して責任を負う。
 - 3 班長会は、必要に応じ会長が招集し、議長は会長とする。
 - 4 班長会の議事の決定については、会員に報告しなければならない。

(班長会の實務)

- 第21条 この会の班長会は、次の職務を行う。
 - (1) 業務を執行するための方針に関すること。
 - (2) 総会の招集および総会に付議すべき事項に関すること。
 - (3) 財産の取得または処分に関すること。
 - (4) その他審議を必要とする重要なこと。

(班長会の定足数等)

第22条 班長会には、第15条、第17条第1項及び第18条の規定を準用する。この 場合において、これらの規定中「総会」とあるものは「班長会」と、「会員」とあ るのは「監査役を除く役員」と読み替えるものとする。

(班会議)

第23条 班会議は班員をもって構成し、班長の下で運営される。

第5章 会計

(収入)

- 第24条 この会の収入は、次に掲げるものとする。
- (1) 会費
 - (2) 交付金、補助金
 - (3) 寄付金
 - (4) その他の収入

(用途)

第25条 前条の収入は、この会の一般活動及び第3条の事業を行うための費用に充てる。

(会費)

第26条 会員は総会で別に定める会費を納入しなければならない。

(会計年度)

第27条 この会の会計年度は、毎年4月1日から翌年3月31日までとする。

(決算)

- 第 28 条 この会の決算の会計は、年度毎に監査役の監査を受け総会の承認を必要と する。
 - 2 決算報告書には、監査終了の証明書を添付しなければならない。

(帳簿等の閲覧)

第29条 この会の記録及び会計簿は、会員の要求があれば随時公開するものとする。 会員は会の諸帳簿に対して閲覧する権利を有する。

第6章 雑則

(補則)

第30条 この会則の施行に伴う必要な細目は、別に定める。

(移行期の特例)

第31条 この会則の施行移行期1年間は第10条の特例を認める。

付則

この会則は、平成11年4月18日より施行する。

この会則の施行によって既存会則は廃止する。

金杉町会防災部会規約

(名称)

第1条 この会は、金杉町会防災部会(以下「部会」という。)と称し、事務所は金 杉会館内におく。

(目的)

第2条 部会は、町会活動の一環として、住民の隣保共同の精神に基づく自主的な 防災活動を行なうことにより、地震、火災、その他の災害(以下「災害」という) による被害の防止及び軽減を図ることを目的とする。

(事業及び防災計画)

- 第3条 部会は、前条の目的を達成するため、防災計画を定め次の事業を行う。
 - (1) 防災に関する知識の普及に関すること。
 - (2) 地震に対する災害予防に関すること。
- (3) 地震等の発生時における情報の伝達、初期消火、救出救護、避難誘導等応急 対策に関すること。
- (4) 防災訓練の実施に関すること。
 - (5) 防災資機材等の備蓄、保守、管理に関すること。
 - (6) その他部会の目的を達成するために必要な事項。

(会員)

第4条 部会は、金杉町会会員をもって構成する。

(役員)

第5条 部会に次の役員をおく。

部長1名、副部長2名、その他班長等の役員若干名。また、必要に応じ顧問を置 くことが出来る。

(役員の選出)

- 第6条 部長、副部長は原則それぞれ町会会長、町会副会長とし、各班長は町会 班長の中からそれぞれ選出する。
- 第7条 部長は、部会を代表し、会務を統括し、地震等の発生時における応急活動 の指揮命令を行う。
 - 2 副部長は、部長を補佐し、部長に事故のあるときはその職務を代行するとともに、部会の会計を処理する。
 - 3 班長は班務を行う。職務は別に定める。
 - 4 その他の役員の職務は、別に定める。

(町会総会での付議事項)

- 第8条 次の事項は、総会の決議を必要とする。
 - (1) 防災計画の作成及び改正に関すること。
 - (2) 新年度の事業計画及び予算計画に関すること。
 - (3) 前年度の事業報告及び決算報告に関すること。
 - (4) その他総会の決議事項を必要とする重要事項。

(会計)

第9条 部会の会費は、町会の会費その他の収入をもってこれに充て、処理および 監査は町会会計の一部として扱う。

(補則)

第10条 この会則の施行に伴う必要な諸細目は、別に定める。

付則

この会則は、平成11年4月18日より施行する。

金杉会館消防計画

第1 目的および適用範囲

(1) 目的

この計画は、消防法第8条第1項に基づき、金杉会館(以下会館と称す) の防火管理についての必要な事項を定め、火災等の予防と人命の安全、被 害の軽減を図ることを目的とする。

(2) 適用範囲

この計画に定める事項については、会館を利用し、出入りするすべての者 (以下利用者と称す)に適用する。

第2 管理権原者および防火管理者

- (1) 管理権原者は町会会長とする。
 - (2) 防火管理者は町会会員の有資格者を選任しこれに充てる。

第3 管理権原者および防火管理者の業務と権限

- (1) 管理権原者
- ① 会館の防災管理業務については、すべての責任を持つものとする。
- ② 防火管理者を選任して、防火管理業務をおこなわせるものとする。
- (2) 防火管理者
- ① 消防計画の作成および変更
- ② 消火などの訓練の実施
- ③ 自主検査の実施および管理権原者への報告、提案

次の項目を実施し、結果を管理権原者へ報告し、必要に応じ提案を行う。

ア 建 物 : 構造、外壁

イ 避難設備 : 非常口

ウ 電気設備 : 配電盤、分電盤

エ 火気使用設備器具 : ガスコンロ

才 消火設備等 : 消火器

- ④ 消防用設備等の自主点検、整備および法定点検の立会い
- ⑤ 火気の使用、取扱いの指導
- ⑥ 利用者に対する防災教育の実施
- ⑦ 管理権原者への報告および提案
- ⑧ 放火防止対策の推進

第4 消防機関との連絡等

- (1) 消防機関への報告、届出等
 - ① 防火管理者選任 (解任) 届出 届出者名 管理権原者
 - ② 消防計画の作成および変更届出 " 管理権原者と防火管理者連名
 - ③ 消防訓練実施の通報 " 防火管理者
 - ④ 消防用設備等点検結果報告(1年に1回) " 管理権原者

第5 火災予防上の点検検査

(1) 消防用設備の自主点検

防火管理者は「消防設備等自主点検チェック票」に基づき、消防用設備等の 自主点検を4月と10月の年2回実施する。

- (2) 消防設備等の法定点検
 - ① 法定点検は業者に委託して行う。
 - ② 防火管理者は点検に立ち会わなければならない。
 - (3) 報告等

防火管理者は点検結果を管理権原者に報告しなければならない。

第6 利用者の守るべき事項

- (1) 避難口、廊下、通路、出入口には避難、消火の妨げになる物品等を置かない。
- (2) 煙草の吸殻は、指定された場所に捨てる。
- (3) 火気使用設備器具等は指定された場所で使用するとともに、器具等は本来の 目的以外に使用しない。
- (4) 火気使用設備器具等を指定された場所以外で使用する場合は、防火管理者の 許可を得るとともに周囲を整理整頓し、可燃物に近接して使用してはならな い。
- (5) 地震時には速やかに出火防止を図らねばならない。
- (6) 放火防止対策として、死角となる廊下、トイレ等には可燃物を置かない。
- (7) 建物内外の整理整頓を行う。
- (8) 利用責任者は退館時、火気と施錠の確認を行う。

第7 防災教育および訓練

防火管理者は町会会員に対し、年2回、4月と10月に防災教育および訓練を 行う。

第8 雑則

本計画または変更は総会で承認または事後承認を得るものとする。

金杉会館 利用規則

規則の趣旨

第1条 この規則は会館を、地域住民の相互親睦と福祉の推進及び文化的向上を目的 とし使用するため、その維持管理に必要な事項を定める。

会館の管理

第2条 会館の管理者は、町会長とする。

但し、管理者は必要に応じ実務責任者を置くことができる。

会館使用の範囲

- 第3条 次の各号に定める者または団体とする。
 - (1) 金杉町会及びその会員。
 - (2) 近隣町会・自治会他、特に使用が適当であると認められる者。

使用の手続き

第4条 会館を使用しようとする者(以下使用者という)は、管理者に対し、使用許可申請をしなければならない。

使用の許可

第5条 管理者は、会館の使用を許可する時は、申請者に対し会館使用許可書を 交付する。

使用許可は原則として、申込順とする。

使用の制限

- 第6条 管理者は、次の各号が生じた場合、使用を制限又は変更できる。
 - (1) 緊急事態により、町会に必要が生じた場合。
 - (2) 会員の葬儀使用が生じた場合。

使用許可の取消

- 第7条 管理者は、申請者が次の各号に該当するときは、使用を取り消すことが 出来る。
 - (1) 公序良俗を乱すおそれのあるとき。
 - (2) 建物、設備などを破損するおそれのあるとき。
 - (3) 管理者が管理運営上特に不適当と認めるとき。

使用時間

第8条 会館の使用時間は原則として9時から21時までとし、使用区分は4時間毎の3区分とする。

- (1) 午前の部 9時~13時
- (2) 午後の部 13時~17時
- (3) 夜の部 17時~21時

但し、管理者が必要と認めた場合はこの限りでない。

使用料

第9条 管理者は使用を許可した場合、会館維持費として使用料を徴収できる。 使用料は別に定め、改訂は総会の議決をもって行う。

使用上の注意事項

第10条 使用者は、次の事項を厳守しなければならない。

- (1) 申請者以外の使用を禁止する。(又貸し禁止)
- (2) 火気及び戸締まりに十分気を付ける事。
- (3) 近隣居住者に迷惑を及ぼす行為をしない事。
- (4) 許可なく、備品類を他に持ち出さない事。
- (5) 許可なく、会館に改造又は変更を加えない事。
- (6) 使用後は、掃除を行い、設備又は備品を現状に戻す事。
- (7) 使用の際出たゴミ類は、必ず持ち帰る事。

損害賠償

第11条 管理者は、使用者が会館設備又は備品類を破損した場合は、実費弁償させる ことが出来る。

防火管理者の任命

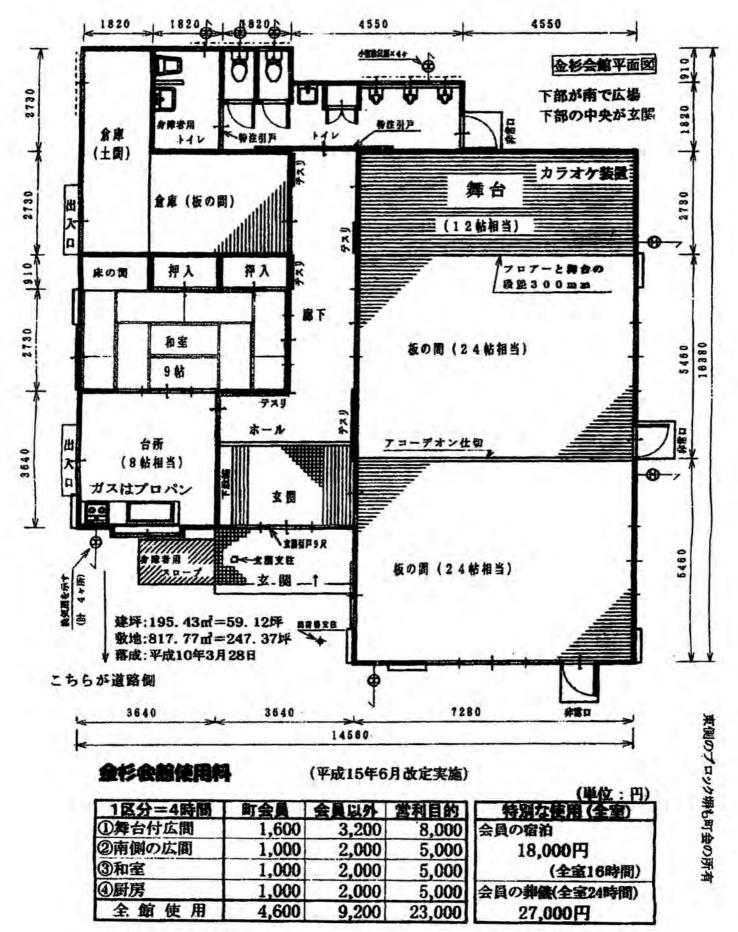
第12条 管理者は、防火管理者(消防法第8条に基づく有資格者)を任命し、火災 予防に努めなければならない。

この規則に定めなき事項について

この規則に定めなき、実施細目等必要事項については、その都度管理者が定めることが出来る。

付 則

この規則は、平成10年4月12日より実施する。



※但し、「農家組合」、 「友の会」の月2回目以降の使用料は上記の 町会員料金の半額とする。(①はカラオケ使用料を含む。)

※使用時間は「原則9~21時」とし、上記4時間は(午前9~13時)、(午養13時~17時)、(夜17時~21時)の3回制とする。(但し町会長が認めたときはこの限りでない)